

堺市民芸術文化ホールレストラン運営を中心とした賑わい空間活用業務 運営パートナー選定基準

1 選定基準の位置づけ

本運営パートナー選定基準（以下「本基準」という。）は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）が「堺市民芸術文化ホールレストラン運営を中心とした賑わい空間活用業務」（以下「本業務」という。）を実施する運営パートナーの選定を行うにあたり、財団が優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定するための方法や審査項目等を示したものです。また、本基準は本業務に参加しようとする者に交付する募集要項と一体のものとしします。

2 優先交渉権者等の決定の概要

（1）優先交渉権者等の決定方法

財団は、本基準に基づき企画提案書に記載された提案内容による項目について総合的な評価を行い、優先交渉権者等を決定します。

（2）審査全体の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、応募者の資格といった業務遂行能力を確認する「参加資格確認審査」と、参加資格確認審査を通過した応募者の提案内容を審査する「提案審査」として実施します。

3 選定基準

（1）参加資格確認審査

①審査概要

応募者が、募集要項の「プロポーザル参加資格要件」に規定した事項を満たしているかについて、参加資格確認審査に関する提出書類に基づき審査します。

（2）提案審査

①審査概要

提案審査では、参加資格確認審査を通過した応募者の企画提案書に記載された項目について総合的な評価を行い、この得点をもって審査結果とします。

②基本的事項の確認

応募者の提案内容が募集要項等に記載の条件を充足していることを確認し、すべての条件に適合していると確認された応募者を総合評価の対象とします。

募集要項に記載の条件を一つでも充足していない場合は、応募者に確認のうえ、失格とします。

③審査項目による審査

1) 評価方法

企画提案書の審査は、全ての項目に対し、総合的に評価を行う方法とします。
配点は100点満点とします。

2) 審査項目（100点満点）

提案ごとに「審査項目及び配点表」に示す各審査項目について、以下の4つの区分（AからD）で評価を行い、その評価の係数を各審査項目の配点に乗じたものを各審査項目の得点とし、審査項目全体の合計点をもって、合計得点とします。

【評価区分】

評価	評価内容	得点化方法（配点×係数）
A	具体的な極めて優れた提案がある。	配点×1.0
B	具体的な優れた提案がある。	配点×0.6
C	具体的な提案がある。	配点×0.2
D	具体的な提案がない。	配点×0.0

3) 結果

上記を集計した得点をもって選定委員会の審査結果とします。

4) 得点の最低基準について

得点が、50点未満（100点満点の5割未満）であった場合には、優先交渉権者等の選定に至らない可能性があります。

[審査項目及び配点表]

様式	評価項目	評価のポイント	配点
6-2	運営コンセプト	○本業務の位置づけ・役割への理解 ○本業務に対する取組姿勢 ○コンセプトの明快さ、事業の独自性	15
6-3	運営・管理計画	○営業日時、基本メニュー、価格帯 ○運営・管理人員体制の適切性 ○開店までのスケジュール案 ○運営モニタリングへの協力体制・姿勢	35
6-4	賑わいづくり	○ガレリア・屋上庭園・堺市翁橋公園のいずれかによる活用提案 ○ホール主催事業への協力・連携	20
6-5	業務実施体制・実績	○法人の業務実施体制の信頼性（本社と店舗の関係など） ○法人の財務状況・事業実績など	10
6-6	業務計画	○資金調達計画の確実性 ○業務の収支見込の適切性（収支計画表） ○リスク管理体制の適切性（食中毒対応など）	10
6-7	環境・安全性への配慮	○周辺環境への配慮（照明、騒音等） ○災害時・非常時の安全性の確保	5
6-8	施設内配置プラン等	○レストラン内部の配置の適切性（内装意匠・動線等） ○ユニバーサルデザインへの配慮	5

合計 100 点